

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案



植物検疫用語集 (ISPM No.5) の改正

農林水産省



これまでの経緯

- 1997年11月 IPPC総会でISPM No.5(植物検疫用語集)採択

新規ISPMの策定に伴い、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル(TPG)を中心に継続的に検討

- 2013年5月 基準委員会(SC)で各国協議案として承認



ISPM No.5の構成

- 序論(範囲、目的、参照)
- 植物検疫用語及び定義
- 補足1 「公的防除」及び「広く分布しない」の概念の解釈及び適用に関する指針
- 補足2 潜在的経済的重要性及び環境的考慮への言及を含む関連用語の理解に関する指針
- 付録1 植物検疫用語に関連する生物多様性条約の用語



1. 用語の追加案

1. (有害動植物の) 駆除 (exclusion (of a pest))

- ある地域への有害動植物の侵入を防ぐための公的措置の適用

2. 生産用地 (production site)

- 生産地の中の特定の部分であり、分離したユニットとして、植物検疫を目的として管理される。



2. 定義の改訂案(1)

1. 搬入地点 (point of entry)

- 積荷の輸入、~~及び~~又は旅客の入国のために公的に指定された空港、海港、又は他のあらゆる場所~~国境地~~
~~点~~のこと

2. システムズアプローチ(systems approach~~es~~)

- 異なる公的~~リスク管理~~措置を統合した病害虫リスク管理オプションの集約であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、累積効果がある。~~規制有害動植物に~~
~~対する適切な保護水準を累積的に達成するもの。~~

2. 定義の改定案(2)

3. (有害動植物の)抑圧 (suppression (of a pest))

- 有害動植物の個体数を減少させるために寄生を受けた地域で公的植物検疫措置を適用する

(有害動植物の)根絶 (eradication (of a pest))

- ある発生地域から、ある有害動植物を除去するための公的植物検疫措置の適用

(有害動植物の)封じ込め (containment (of a pest))

- 有害動植物のまん延を防ぐため寄生を受けた地域内及びその周辺に公的植物検疫措置を適用すること

(有害動植物の)防除 (control (of a pest))

- 有害動植物個体群の抑圧、封じ込め又は根絶



2. 定義の改訂案(3)

4. 生産地 (place of production)

- 単一の生産若しくは農作の単位として運営される所有地又はほ場の集まり。~~これには植物検疫上の目的のために別個に管理される生産用地を含むことができる。~~

有害動植物無発生生産用地 (pest free production site)

- 特定の有害動植物が~~存在発生~~していないことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が一定期間公的に維持され~~ている生産用地。かつ独立した区画として有害動植物無発生生産地と同一の方法で管理され内の明確に境界が定められた部分。~~



2. 定義の改訂案(4)

5. 検疫所 (quarantine station)

- 植物又は、植物生産物又は有益生物を含むその他の規制品を検疫する公的な部署

6. 有害動植物低発生地域 (area of low pest prevalence)

- ある国の全部若しくは一部、又は複数国の全部若しくは一部であって、特定の有害動植物が低い水準で存在発生し、かつ、効果的な監視又は防除措置が適用されていることを権限のある当局が確認している地域

物品有害動植物リスト (commodity pest list)

- ある特定の物品に関連した地域において存在発生している有害動植物のリスト



2. 定義の改定案(5)

生息地 (habitat)

- 生物体が自然に存在~~発生~~する又は定着できるような条件をそろえた、生態系の一部

有害動植物無発生地域 (pest free area)

- 特定の有害動植物が不在である~~発生していない~~ことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている地域

有害動植物無発生生産地 (pest free place of production)

- 特定の有害動植物が不在である~~発生していない~~ことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている地域



2. 定義の改訂案(6)

監視 (surveillance)

- 調査、モニタリング又はその他の手続によって有害動植物の存在発生又は無発生に関するデータを収集し記録する公的な手順

調査 (survey)

- 有害動植物の個体群の特性又はある地域内にいかなる種が存在発生しているかを決定するために一定期間に渡って実施される公的な手続



3. 用語の削除案(1)

1. 発生 (occurrence)

- 土着又は侵入していると公的に報告され、又は根絶されたということが公的に報告されていない有害動植物のある地域での存在

2. 自然発生及び生物体 (naturally occurring, organism)

- 生態系の一構成要素又は野生個体群から選抜されたものであって、人為的手段により変えられていないもの
- 自然発生存在の状態において、生殖又は複製能力を持つあらゆる生物実体



3. 用語の削除案(2)

3. 制限 (restriction)

- 特定の要件を課して特定物品の輸入又は移動を認める植物検疫規則

4. 管理地域及び保護地域 (controlled area, protected area)

- 検疫地域からの有害動植物のまん延を防ぐために必要な最小限の地域であるとNPPOが決定した規制地域
- 危険にさらされている地域の効果的な保護のために必要な最小限の地域としてNPPOが決定した規制地域



3. 用語の削除案(3)

5. 汚染有害動植物 (contaminating pest)

- 物品によって運ばれる有害動植物であるが、その物品が植物及び植物生産物の場合、その植物又は植物生産物に寄生しない有害動植物

4. IPPC及びISPMにおける「植物」 の解釈に関する提案(1)

背景

- 2012年、生物多様性条約の締約国会議において、IPPCが藻類、せんたい類、糸状菌を取扱うか検討
- IPPC事務局の要請により、TPGがこの問題について議論

議論

- IPPCの策定以降、生物の分類は大きく変化
- 近年、国際植物学会議にて国際植物命名規約を国際藻類・菌類・植物命名規約に改称
- ある種の藻類と糸状菌は経済的価値があり、IPPC下で保護され得ることは明らか

4. IPPC及びISPMにおける「植物」 の解釈に関する提案(2)

提案 ISPM No.5の「範囲」に以下の文章を追加

IPPIC及びISPMの文脈においては、国際藻類・菌類・植物命名規約と一致させ、植物に対する言及は全て、藻類及び糸状菌にも及ぶと理解されるべきである。

(参考)

植物防疫法における植物の定義

植物防疫法(昭和二十五年五月四日号外 法律第百五十一号)

抜粋

- **第2条** この法律で「植物」とは、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。)で、次項の有害植物を除くものをいう。
- **2** この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。



検討の視点

- 追加、改訂及び削除される用語の定義は適切か？
- IPPC及びISPMにおける「植物」の解釈に関する提案は適切か？
- これらにより、我が国の関係法規等に影響はないか？